

移動用発電設備・携帯発電機の法令・基準上の位置付け

電圧			電気事業法 (自家用電気工作物) 電気技術基準 (移動用発電設備) (原則常時監視) 火力技術基準	電気事業法 (自家用電気工作物) 電気技術基準 (移動用発電設備) (原則常時監視) 火力技術基準	
600V	電気事業法 (一般用電気工作物) (小出力発電設備) 電気技術基準 (移動用発電設備) 火力技術基準	電気事業法 (一般用電気工作物) (小出力発電設備) 電気技術基準 (移動用発電設備) 火力技術基準	電気事業法 (自家用電気工作物) 電気技術基準 (移動用発電設備) (常時監視又は随時巡回) 火力技術基準	電気事業法 (自家用電気工作物) 電気技術基準 (移動用発電設備) (原則常時監視) 火力技術基準	
300V	電気用品安全法 (特定電気用品) 同法施行令 (携帯発電機) 電気用品技術基準 (省令第1項、省令第2項)	電気事業法 (一般用電気工作物) (小出力発電設備) 電気技術基準 (移動用発電設備) 火力技術基準	電気事業法 (自家用電気工作物) 電気技術基準 (移動用発電設備) (常時監視又は随時巡回) 火力技術基準	電気事業法 (自家用電気工作物) 電気技術基準 (移動用発電設備) (原則常時監視) 火力技術基準	
30V					
0V					
	0kW (0kVA)	3kW 又は 3kVA	10kW	880kW	発電機出力

注: 電気用品安全法の適用を受ける携帯発電機(30V以上300V以下、3kW又は3kVA以下)については、一般用電気工作物(小出力発電設備)として電気事業法並びに電気技術基準(移動用発電設備)、火力技術基準の適用も受ける。(■ 部分)

関連法令・通知等

- ① 電気設備に関する技術基準を定める省令解釈
用語の定義: 「移動用発電設備」とは、発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となって発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体であって、貨物自動車等に設置されるもの又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。
- ② 電気用品安全法施行令
第1条の2 特定電気用品: 定格電圧が30V以上300V以下の携帯発電機
- ③ 省令第1項: 「電気用品の技術上の基準を定める省令」の第1項に規定された基準。(国が定めた基準)
省令第2項: 「電気用品の技術上の基準を定める省令」の第2項の『経済産業大臣が認めた基準』。(国が認めた基準): J8528-8 (陸内協規格)
- ④ 電気用品の範囲等の解釈について(平成17年11月1日付け経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課通知)
定義: 「携帯発電機」とは、発電用原動機を有し、持ち運びが容易にできる構造のものをいい、当分の間、定格出力が交流のものにあつては3kVA以下、直流のものにあつては3kW以下を対象として取り扱う。